

農用地利用集積計画による所有権移転申出書及び明細

一関市長

殿

年 月 日



整理番号	— —	所有権移転を受ける者の住所・氏名又は名称	〒 住 所	経営改善計画の有無(有・無)	(職業) 氏名又は 名 称	(同意印)	生年月日<昭和・平成> 年 月 日
						TEL ()	
公告年月日	年 月 日	所有権移転をする者の住所・氏名又は名称	〒 住 所	(職業) 氏名又は 名 称	(同意印)	生年月日<大正・昭和・平成> 年 月 日	
						TEL ()	

下記土地について所有権を移転したいので一関市農業経営基盤強化促進基本構想に基づき申し出致します。

記

1、各筆明細

所有権を移転する土地		所有権の移転の内容					当事者間の法律関係	土地所有者以外の権原								
所在	地番	地 目 登記簿 現況	地 積(m ²)	利用目的	所有権移転時期	対 価 (円)		住 所	氏名又は名称	権原の種類	同意印					
					年 月 日		1. 口座振込 2. 現金									
					引渡しの時期		3. 対価の支払期限 1. 売買 2. 贈与 3. 交換									
					年 月 日											
計		筆														

この計画に同意する

所有者以外の者で所有権を移転する土地に付き所有権以外の権原を有する者

住 所

氏 名

印

2、共通事項 裏面に記載

2 共通事項（所有権移転）

この農用地利用集積計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1） 所有権の移転

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払いを終了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

（2） 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに、対価の全部の支払がなされなかつたときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

（3） 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に、第三者のための担保物件等が設定されているときは、所有権を移転する者（譲渡人）（以下「甲」という）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

（4） 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等はその所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

（5） 所有権の移転の登記（一関市が嘱託により登記することができることとなったとき）

この農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（譲受人）（以下「乙」という）の請求により、一関市の嘱託により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

（6） 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して決める。

（7） 法律関係の解除

甲又は乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

（8） 所有権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

（9） その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び一関市が協議して定める。